

港区告示第三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、麻布パークハウスマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を公告します。

令和八年一月八日

港区長 清家愛

記

一 組合の名称

麻布パークハウスマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

麻布パークハウス

(二) 敷地の区域

東京都港区六本木三丁目百七番地一

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区六本木三丁目百七番地一

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区六本木三丁目百七番地一

四 事業施行期間

令和六年五月十四日から令和十四年五月三十日まで
事務所の所在地及び設立認可の年月日

五 (一) 事務所の所在地

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三十番五号

(二) 設立認可の年月日

令和六年五月十四日

六

定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年一月八日